滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

滋賀県農政水産部長通知
制定　令和５年４月１日付け滋み農第155号
改正　令和５年４月５日付け滋み農第172号
改正　令和６年４月１日付け滋み農第137号

（趣旨）

第１条　知事は、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畑作物産地形成促進事業、畑地化促進事業、コメ新市場開拓等促進事業（以下、「経営所得安定対策等」という。）、農地の多面的機能の良好な発揮に資するしがの米政策の推進に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町および県農業再生協議会に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（１）経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年４月９日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）
（２）経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年４月９日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）
（３）滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）

（補助対象および補助率）

第２条　補助対象となる事業および経費ならびに補助率等は、別表に定めるところによる。

（事業実施計画）

第３条　県農業再生協議会長は、実施要綱第４の１に基づく県推進活動計画（実施要綱様式第１号の２の別紙１）を知事に提出するものとする。
２　市町長は、実施要綱第４の２に基づく地域推進活動計画（実施要綱様式第２号の２）を知事に提出するものとする。

（交付申請および交付決定）

第４条　規則第３条に規定する補助金等交付申請書（別記様式第１号）の添付書類および提出期日は、次のとおりとする。
（１）添付書類　規則第３条第１項に規定する事業計画書および収支予算書（別記様式第２号）。
（２）提出期日　知事が別に定める日まで。
２　補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出にあたって、各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消

費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りではない。

３　規則第６条における交付決定の通知は、別記様式第３号とする。

（流用の禁止）

第５条　別表の区分の欄に掲げる各事業の１、２、３および４の活動の経費の相互間の流用はできない。

（申請の取下げ）

第６条　規則第７条第１項に定める申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して７日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（変更の承認）

第７条　規則第６条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、変更等承認申請書（別記様式第４号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第８条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別記様式第５号）を提出し、知事の指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第９条　規則第10条の規定により、補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月末現在における遂行状況報告書（別記様式第６号）を当該年度の１月15日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第10条　補助事業者は、規則第15条の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第７号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条　規則第12条に規定する実績報告書（別記様式８号）の添付書類は、第４条第１項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

２　第４条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提

出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して１箇月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の３月 31 日のいずれか早い日とする。

（補助金の返還）

第12条　規則第17条に定めるもののほか、第４条第２項のただし書により交付申請をした補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第４条第２項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除額報告書（別記様式第９号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の５月 31 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（間接補助金の交付に際して付すべき条件）

第13条　補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、第４条第２項、第11条第２項、第12条、第14条および第15条に規定する条件を付さなければならない。

（財産管理等）

第14条　補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（補助事業を他の団体に実施させた場合における財産を含む。以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第５条による期間（以下「処分制限期間」という。）においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、処分制限期間中において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

３　取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（書類等の保管）

第15条　補助事業者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備・保管しなければならない。

２　補助事業により取得し、または効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、財産管理台帳（別記様式第10号）、その他関係書

類を整備・保管しなければならない。

（書類の提出）
第16条　知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（標準処理期間）
第17条　規則第４条の規定による補助金の交付の決定は、規則第３条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）
第18条　補助事業者は、第３条の規定に基づく計画の申請、第４条の規定に基づく交付の申請、第６条の規定に基づく申請の取り下げ、第７条の規定に基づく計画変更の申請、第８条の規定に基づく事業の遅延届、第９条の規定に基づく状況の報告、第10条の規定に基づく概算払の請求、第11条の規定に基づく実績報告、第12条の規定に基づく消費税等相当額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例30号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（グリーン購入）
第19条　補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針（平成14年４月１日策定）」に沿って、環境物品等の調達に努めるものとする

付　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度分の補助金に適用する。

付　則
この通知による改正は、令和５年４月５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。この通知による改正前の本要綱に基づいて実施される事業については、なお従前の例による。

付　則
この通知による改正は、令和６年４月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。この通知による改正前の本要綱に基づいて実施される事業については、なお従前の例による。

別表

区分	経費	補助率		重要な変更
		国費	県費	
県農業再生協議会事業	１　県段階における推進活動（２、３の対象となる活動を除く。） 　県農業再生協議会が、経営所得安定対策等の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費。 　事業の内容は、実施要綱第３の１に掲げたものに限る。 　経費は、実施要綱第６の３に掲げたものに限る。	定額		１　経費の欄に掲げる１、２、３のそれぞれの経費の増または30%を超える減 ２　事業実施主体の変更
	２　県段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の推進活動 　県農業再生協議会が、コメ新市場開拓等促進事業の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費。 　事業の内容は、実施要綱第３の３に掲げたものに限る。 　経費は、実施要綱第６の４に掲げたものに限る。	定額		
	３　県段階における畑作物産地形成促進事業の推進活動 　県農業再生協議会が、畑作物産地形成促進事業の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費。 　事業の内容は、実施要綱第３の５に掲げたものに限る。 　経費は、実施要綱第６の５に掲げたものに限る。	定額		
	４　県域しがの米政策推進活動 　県農業再生協議会が、しがの米政策の推進を図るために実施する事業に要する次に掲げる経費 （１）事務等経費 （２）人件費 （３）事務委託費		定額	経費の欄に掲げる(1)(2)(3)それぞれの30%を超える増減

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">経費</th><th colspan="2">補助率</th><th rowspan="2">重要な変更</th></tr>
<tr><th>国費</th><th>県費</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市町域経営所得安定対策等推進事業</td><td>１　地域段階における推進活動（２、３の対象となる活動を除く。）
　市町が経営所得安定対策等の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費。
　地域農業再生協議会（実施要綱に定める地域協議会。以下、「地域協議会」という。）が経営所得安定対策等の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費。

　事業の内容は、実施要綱第３の２に掲げたものに限る。
　経費は、実施要綱第６の３に掲げたものに限る。</td><td>定額</td><td></td><td rowspan="3">１　経費の欄に掲げる１、２、３のそれぞれの経費の増または30%を超える減

２　事業実施主体の変更</td></tr>
<tr><td>２　地域段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の推進活動
　市町がコメ新市場開拓等促進事業の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費。
　地域協議会がコメ新市場開拓等促進事業の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費。

　事業の内容は、実施要綱第３の４に掲げたものに限る。
　経費は、実施要綱第６の４に掲げたものに限る。</td><td>定額</td><td></td></tr>
<tr><td>３　地域段階における畑作物産地形成促進事業の推進活動
　市町が畑作物産地形成促進事業の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費。
　地域協議会が畑作物産地形成促進事業の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費。

　事業の内容は、実施要綱第３の６に掲げたものに限る。
　経費は、実施要綱第６の５に掲げたものに限る。</td><td>定額</td><td></td></tr>
<tr><td>４　市町域しがの米政策推進活動
　市町が、米穀の需給および価格の安定等を図るため行う次に掲げる推進事務等にかかる経費。
　地域協議会および生産調整方針作成者が、米穀の需給および価格の安定等を図るため行う次に掲げる推進事務等にかかる経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費。

（１）生産目標に関する情報の算定および提供
（２）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第７条第２項に掲げる、市町が行う生産調整方針の作成およびその運用に関する助言・指導
（３）生産目標を面積に換算する際に基準となる合理的な単収の設定
（４）生産調整方針作成者が行う生産目標等の設定手続き等にかかる経費に対する助成

注：市町域しがの米政策推進活動の経費については、別紙１に定める区分および内容によるものとする。</td><td></td><td>定額</td><td>経費の増または30%を超える減</td></tr>
</table>

（別紙１）

補助対象とする経費の区分および内容（市町域しがの米政策推進活動）

区分	内容
1　謝金	・生産目標の算定、生産調整方針の作成およびその運用に関する助言・指導、合理的な単収の設定に係る事務のうち、その事務の一部を市町職員以外に委嘱された者に対する謝金
2　旅費	・生産調整方針の作成およびその運用に関する助言・指導に要する職員旅費
3　事務等経費	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料、会議費、備品費（その合計額は50万円未満とする。）、賃金（雇用は短期間（３箇月以内）に限る。）、器具機械等の修繕費、物材費（基準ほ場の設置にかかる肥料代に限る。）および測量費
4　委託費	市町が実施する事務のうち、その事務の一部またはすべてを市町職員以外の者に委託する場合における当該委託に要する経費
5　助成費	市町段階での生産調整方針作成者が実施する事業に要する経費について、市町が助成する場合における当該助成に要する経費